

## 第3章 ビジョンの施策展開

### 基本目標Ⅰ 地産地消の推進

#### ◎ 数値目標

	2010年(平成22年)		2020年(平成32年)
環境保全型農業の取り組み数	9件	⇒	20件
ふくやまSUN出荷量	1,959 t	⇒	2,300 t
産直市(イッソップ 含む)設置数	44か所	⇒	50か所
学校給食における地場産物使用割合	17.7%	⇒	35.0%

### 1 安心・安全な農産物の供給

#### ■ 目標

環境に優しい農業への取り組みなどを通じて農産物の安全性を確保するとともに、食の安全性に関する情報提供を促進することにより、食の安全と消費者の信頼の確保を図ります。

#### ■ 現状と課題

- 低価格の輸入農産物が増加傾向にある中、市民の食の安心・安全に対する関心が高まっており、安心・安全を基本とした市内産農産物の供給拡大が必要となっています。
- 農産物やその加工品の表示方法などについて、食に関わる市民、農業者、食品関係事業者など全ての関係者が理解を深め、食の安心・安全の確保に向け取り組みを推進する必要があります。
- アンケートにおいて、農業者の6割程度が環境に優しい農業への取り組みについて「取り組んでいる・みたい」としていますが、市民の安全性にこだわった農産物の購入意向は比較的高くなっているものの3割程度に留まっており、市民と農業者の相互理解を進める取り組みが求められています。

※アンケートは、福山市農業振興ビジョンの策定に当たり、市民、食品関係事業者、農業者を対象に農業及び農業施策等に対する意識、意見等を把握するために、2010年(平成22年)9月に実施したものです。(以下、同じく。)

## ■施策の方向

### (1) 食の安全確保

- 生産者を対象にJAS法、農薬取締法などに関する制度の周知を図り、化学肥料・農薬の低減や農薬飛散を防止する技術指導などの実施により、適切な栽培や出荷を推進します。
- 地域の農業者が連携した有機農業やエコファーマーなど環境に優しい農業への取り組みを促進します。
- 適切な栽培や出荷基準により生産販売しているふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」の出荷量の拡大を図ります。
- 牛肉や米・加工食品などの生産・産地履歴を表示するトレーサビリティの適切な実施を図ります。

### (2) 消費者理解の促進

- 安全性を確保するための生産者の取り組みや様々な表示制度などについて、研修会やパンフレット・ホームページなどを通じた啓発活動に取り組み、消費者の理解を高めます。



## 2 地域内流通の仕組みづくり

### ■目標

市民等が身近な場所で、いつでも安心・安全な農産物を購入できる仕組みづくりや生産・販売の情報提供などを推進し、農産物の地域内流通の拡大を図ります。

### ■現状と課題

- 地産地消を推進するための重要なポイントである供給及び販売体制の整備が不十分な状況にあり、人口47万人を有する大消費地である本市の強みを活かした取り組みが必要となっています。
- アンケートにおいて、市民の多くが市内産農産物の購入について「どこで売っているか分からない」という回答が突出しており、その他「価格が高い」、「ほしいものが売っていない」、「売っているところがない」という回答も多くなっています。また、食品関係事業者の約3割が市内産農産物を「利用したことがない」となっており、利用しない理由としては、「ロット（一定量）がそろわない」、「1年を通して確保できない」、「必要な農産物が生産されていない」、「従来から取引関係がない」などが多くなっています。市内産農産物が購入しやすい環境整備や対応が必要となっています。

### ■施策の方向

#### (1) 消費者ニーズに対応した流通の多様化

- 地産地消を推進するため、消費・流通・生産等の各分野と連携し、ふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」や地産地消推進「ふくやま生まれ」のシンボルマークを普及・啓発し、小売店舗等での販売を促進します。
- 生産者の顔が見えて消費者が安心して購入できる販路として、産直市（インショップ含む）の新たな設置や登録会員の拡大と内容の充実を支援します。
- 多様なニーズに対応するため、品質や生産量に応じた販路の確保を図ります。
- 消費者に新鮮な農産物を届けるため、カタログ注文によるダイレクト販売などを推進します。
- 市内のレストラン・ホテルなどの飲食店との連携による農産物の利用・消費を促進します。
- 近隣市町との広域連携により、市内産をはじめ、近隣市町産農林水産物のPRなどを通じて、地域内での相互交流を促進します。

#### (2) 学校給食への地場産農林水産物の使用拡大

- 地元農家等の少量野菜などへも対応できるブロック別献立などの取り組みを推進します。
- 生産者からの直接納入の拡大や給食の献立研究などを通じて、地場産農林水産物の学校給食への使用拡大を推進します。

### 3 農業者と消費者の相互理解の促進

#### ■目標

農業・農村との交流活動を通じた地域の食材・食文化へふれあう場を創出するとともに、「食育」を推進することによって、農業者と消費者の相互理解を促進します。

#### ■現状と課題

- 都市化の進展等により、農業に接する機会の減少や輸入農産物の増加、食の外部化などにより、農業と市民の関係は希薄化しており、市民の農業への理解を促進する取り組みが必要となっています。
- 健全な食生活の実現に向けて食育の取り組みが推進されていますが、次世代を担う子どもたちが農業に対する理解を深める取り組みが重要になっています。
- アンケートにおいて、市民の約6割が「趣味で市民農園などをやりたい」、「地元農産物を購入することで、側面的に関わりたい」など何らかの形で農業と関わりたいとしており、そうしたニーズへの対応が求められています。

#### ■施策の方向

##### (1) 農業とふれあう場の創出

- 学校給食への市内産農林水産物の使用拡大などにより、子どもたちが地産地消の意義や農業の大切さを学ぶ機会の提供、地域特産物や郷土料理などの食材・食文化の伝承を進めます。
- 豊かな自然資源や地域特有の伝統行事が残っている農村地域では、農業祭りやほたる祭りなどのイベントを通じて、都市住民との交流により地域の活性化を図ります。
- ボランティアや趣味で農業を行いたい市民等に対して、受け入れ先となる農家や市民農園の紹介など積極的な情報発信を図ります。

##### (2) 「食育」の推進

- 食の知識の習得、食生活の改善などに取り組む「食育」について、食の大切さや農業への関心を高めるため、家庭や地域、保育所、学校などにおいて、生産者、自治会、教育関係者、関係団体などと連携しながら推進します。



## 基本目標Ⅱ 生産力の強化

### ◎ 数値目標

	2010年(平成22年)		2020年(平成32年)
農作業受託農家数	33 戸	⇒	45 戸
認定農業者への農地集積率	9 %	⇒	20 %
農業法人の設立数	21 法人	⇒	35 法人
認定農業者の認定数	100 経営体	⇒	120 経営体
農業参入企業数	7 社	⇒	15 社

## 1 福山市の実情に即した米づくりの振興

### ■ 目標

小規模な稲作農家が、やりがいを持って農業をすることができる体制をつくり、地域農業の継続と発展を図ります。

### ■ 現状と課題

- 本市の販売農家1戸当たりの経営耕地面積は50a程度で、半数程度が稲作単一経営となっており、小規模な稲作農家が営農を継続できる環境整備が必要です。
- 燃油や肥料などの農業資材の高騰と米価下落などにより、稲作農家の大部分は赤字経営で米の生産数量は年々減少しています。
- アンケートにおいて、農業者の7割程度が大型農機具の所有状況について「すべて自家所有」としてはいますが、今後10年程度を見通した農業経営の方向については「規模を縮小する・農業をやめる」が4割程度と高く、集落営農等による機械の共同利用など低コストな農業経営が必要です。

### ■ 施策の方向

#### (1) 小規模農家への営農支援

- 小規模農家がやりがいを持って営農に取り組めるよう戸別所得補償制度など支援策の周知・加入を推進します。
- 農業経営能力向上のための研修会、各種情報の提供を行い、集落営農の地域リーダーの育成を図ります。

#### (2) 付加価値のある米づくりの促進

- エコファーマーや化学肥料・農薬の使用低減などによる安心・安全な米づくりのほか、新たな需要に応じた米粉や飼料用米など、多様なニーズに即した米づくりを促進します。

○農業法人などの連携により新たなブランド化を図るとともに、市内の量販店や飲食店への販売を促進します。

### (3) 農作業受委託等の促進

○農作業受委託や機械・施設の共同利用などについて、地域の農業者などとの連携を促進します。

○小規模農家の労働力不足を補う農業サポーターや大型農機具のオペレーターを募集し、関係機関等と連携協力しながら農作業受委託を促進します。

○一般市民を対象とし、栽培や農作業について研修を行うことにより農業への理解を促し、農業支援者を育成します。





## 2 地域特性を活かした園芸作物の振興

### ■目標

地域を支える集落営農活動を中心に、地域に適した作物振興や出荷の組織化等による収益の安定を図り、持続性と活力に満ちた都市近郊型農業を推進します。

### ■現状と課題

- 適地適作による作物の振興を進めながら、多様なニーズに即した生産やコスト低減による収益性向上を図り、都市近郊型農業として展開させていくことが必要です。
- 生産量日本一の「くわい」、高品質で市場評価の高い「ぶどう」など特産品の栽培技術や生産基盤の集積があり、産地ブランド力の一層の強化が必要です。
- 合併により市域が拡大し多様な農業・農村資源を有することとなり、これまで培ってきた地域資源とともに、それらを活かした取り組みが求められています。
- アンケートにおいて、食品関係事業者の多くが農業生産との関わり方について、「生産者と連携し、安心・安全な農産物の生産を支援する」としており、農業者と食品関係事業者の交流を促進する中で、農業を中心とした新たな事業展開が求められています。

### ■施策の方向

#### (1) 多彩な農産物の振興

- 気候や土壌などの農業環境に適した少量多品目の生産を振興します。
- ふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」など従来から培ってきた地域作物の振興を図るとともに、新たに収益性の高い作物の栽培などの取り組みを促進します。
- 意欲のある農業者を幅広く支援し、年間を通じ多様で新鮮な農産物が生産できるようビニールハウスなどによる施設園芸の振興を図ります。

#### (2) 園芸産地の育成強化

- 「くわい」について、市内全域への生産拡大や企業的経営体の育成などにより産地拡大を促進します。
- 「ぶどう」について、確立された生産基盤・出荷体制を活かし、PRや品種更新などによりブランド強化を図り生産拡大を促進します。
- 「アスパラガス」「いちじく」「ほうれんそう」などについて、農業法人化等による規模拡大や雇用確保などを進め産地の育成強化を図ります。

### (3) 農・商・工・観連携等による6次産業化の推進

- JA、商工会議所、商工会、観光協会などの関係団体が連携できるシステムづくりを支援し、農産物・文化・自然などの地域資源を利用して付加価値を高める取り組みを推進します。
- 農業の経営改善と中小企業の経営向上に向け、それぞれの持っている技術や資源を有効活用し、新たな商品・サービスの共同開発などを促進するとともに、広域連携の視点を取り入れた取り組みを推進します。





### 3 認定農業者及び農業法人の育成

#### ■目標

安定的な経営基盤を確保するため、地域農業の中核的な担い手となる認定農業者を育成するとともに、地域の実情に応じた集落法人化や企業の参入等による農業法人の設立を促進します。

#### ■現状と課題

- 自給的農家・小規模農家が多数を占めている中、農業者の高齢化による担い手不足が深刻化しています。
- 農業者が減少する中、認定農業者は増加傾向にあります。今後も、効率的で安定した農業経営の担い手として育成が必要です。
- 小規模農家が多数あり、農地集積や機械・施設の共同利用など効率化及び経営安定を図る必要があります。
- 広島県においては、集落法人の設立数は全国一位となっています。しかし、アンケートにおいて、農地の次世代への継承について「農業法人等へ委託する」はごく僅かで、農業法人化のメリット等を広く周知していく必要があります。

#### ■施策の方向

##### (1) 農地の利用集積の促進

- 耕作できない農業者と認定農業者・農業法人に係る農地情報の一元的把握を進め、両者を適切に結びつけて利用集積を促進します。
- 担い手の不足が見込まれる地域においては、企業（建設会社、食品産業、NPO法人など）が営農に取り組める体制づくりを促進します。

##### (2) 認定農業者の育成・確保

- 農業経営改善計画の作成支援や営農相談、技術指導、経営管理能力向上のための研修会、各種情報の提供を行います。
- 認定農業者制度の周知や制度資金、補助事業など各種助成制度の活用を促進します。
- 農地の集団化・農作業の効率化・周辺農地の状況など総合判断をしたうえで、計画的に認定農業者による利用集積がされるよう、農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図ります。

##### (3) 農業法人の設立推進

- 集落法人をはじめ集落営農の組織化を促進するため、情報提供や出前方式による説明会などにより普及・啓発を推進します。
- 企業の農業参入は、地域と企業の連携・調整を図りながら促進します。

## 4 多様な担い手の育成と確保

### ■目標

農業後継者のほか、定年帰農者や非農家出身者などの新規就農者を育成するとともに、農業生産の重要な担い手である女性・高齢農業者が農業を継続できる環境整備を推進します。

### ■現状と課題

- 高額な農機具や農産物の価格低迷などにより経営環境が悪化しています。また、生産から販売までの習得には数年を要するため、新規就農のリスクは大きく、関係機関・団体が一体となった取り組みが必要です。
- 女性や高齢者が、農業生産の担い手として重要な役割を果たしており、地域農業を支える担い手として確保することが必要です。

### ■施策の方向

#### (1) 新規就農者の育成

- 定年帰農者や非農家出身者も含めた就農希望者の意向に対応するため、各種情報の提供や就農相談の充実を図ります。
- 就農意欲の高い者に対して、生産者団体と関係機関が連携し、栽培講習会や実践的な経営指導を行い、研修後に農地を斡旋するなど就農を支援するシステムの確立を図ります。

#### (2) 女性・高齢農業者が持つ多様な能力の確保

- 市内産農産物を活用した加工・販売活動などへの参画を支援するため、各種情報の提供や講習会などの取り組みを推進します。
- 女性農業者について、能力を十分に発揮できる環境づくりとして、家族経営協定の締結や認定農業者の共同申請を促進するとともに、各種協議会等委員や集落法人役員への登用に向けた普及・啓発を図ります。
- 高齢農業者について、これまで培ってきた豊富な知識や技術・経験を生かした農業体験指導などの活動を促進します。

## 基本目標Ⅲ 農地の保全

### ◎ 数値目標

	2010年(平成22年)		2020年(平成32年)
ストックマネジメント事業地区数	— 地区	⇒	10地区
農用地利用改善団体の設置数	10団体	⇒	16団体
耕作放棄地解消モデル地区の指定数	8地区	⇒	30地区
市民農園の設置数	55か所	⇒	80か所

## 1 農業生産基盤の計画的な維持・更新

### ■ 目標

安定的な農業生産を確保するため、農業生産基盤（ほ場、ため池、農道、農業用水路など）の計画的な維持・更新に努めます。

### ■ 現状と課題

- 輸入農産物の増加や農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、低コストな農業が求められています。
- 農業者の高齢化や減少により、農業生産基盤の維持管理が困難な状況になってきており、農業者だけではなく地域住民や関係団体との協働による取り組みが求められています。

### ■ 施策の方向

#### (1) 施設の維持・更新

- 関係機関が一体となり既存の施設を有効活用するストックマネジメントを推進し、水利施設の補修・補強などにより長寿命化を図ります。また、安定的な農業生産を保つため農業者の意向や周辺環境との調和を図りながら更新を進めます。
- 農業者だけでなく、地域住民、関係団体など幅広く参加する活動組織の設立に取り組み、地域内の保全活動、施設の手入れや農村の自然や環境を守る地域共同活動を促進します。

#### (2) 農業・農地の多様な価値の保全

- 混住化が進展した現在、食料を生産するだけでなく、その生産活動を通じて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など「農業・農地の持つ多様な価値」を発揮させるため、地域住民・関係団体と連携し保全管理を図ります。
- 人間と多様な生物が共存・共生できる林や小川、ため池、草原など自然にあふれる「里山・里地」を、地域ぐるみで再生・創出する取り組みを推進します。

## 2 優良農地の確保

### ■目標

秩序ある土地利用を促進し、農地の保全及び生産性の高い集団的な優良農地の確保に努めます。

### ■現状と課題

- 2009年（平成21年）12月の農地法等の一部改正により、農地の転用規制がより厳格化されました。
- 農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地等の問題があり、集落営農への参加や担い手への利用集積を促進する取り組みが必要となっています。

### ■施策の方向

#### （1）秩序ある土地利用の推進

- 良好な営農環境や農村の地域コミュニティの維持・確保を図るため、新たな農地制度や福山農業振興地域整備計画の適正な運用を図ります。
- 優良農地周辺の権利移動の許可にあたっては、地域と調和のとれた運用を図ります。

#### （2）農地の流動化の促進

- 耕作のできない農業者の農地情報と耕作希望者情報の一元的把握を進め、利用権設定など農地の流動化を促進します。



### 3 耕作放棄地の再生・活用の推進

#### ■目標

耕作放棄地の発生防止，再生・活用を図り，食料供給を始め，国土の保全，水源のかん養，自然環境の保全，良好な景観の形成など「農業・農地の持つ多様な価値」を最大限に発揮させることにより，豊かな自然環境に囲まれた安心・安全で快適な市民生活を確保します。

#### ■現状と課題

○本市の耕作放棄地面積は，一旦下げ止まりの状況にありますが，農業者の高齢化や減少は進むと考えており，地域団体などにより耕作放棄地の発生を未然に防止し，再生・活用する取り組みが必要となっています。

#### ■施策の方向

##### (1) 発生防止・解消対策の推進

- 新規就農者や認定農業者・農業法人等に対して，農地の情報提供をすることにより耕作放棄地の発生防止を図ります。
- 将来にわたって再び荒廃することのないよう耕作放棄地解消モデル地区を指定し，地域団体やNPO法人などが取り組む営農再開や景観作物の植栽などの耕作放棄地の再生・活用事業を推進します。
- 農地情報管理システムを活用して，耕作放棄地の再生・活用を効率的に推進します。

##### (2) 市民農園などへの活用推進

- 耕作放棄地を活用して，農家や企業，NPO法人など多様な主体による市民農園などの設置を推進します。



## 4 鳥獣被害防止対策の推進

### ■目標

深刻化する鳥獣被害への防止対策を計画的に進め、安心して営農活動を継続できる環境の確保を図ります。

### ■現状と課題

- イノシシ、サル、ヌートリアなどによる農作物被害が年々増加しており、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地発生の一因ともなっています。
- 猟友会の協力による銃器駆除、地域住民で組織する協議会への防護柵・箱わなの設置に係る補助等を実施していますが、被害地域の住民を始め多くの市民が鳥獣被害防止対策について理解を深めるとともに、効果的な対策の検討と取り組みが必要となっています。

### ■施策の方向

#### (1) 防護・捕獲による対策の推進

- 農地への鳥獣の侵入を防ぐため、地域ぐるみで計画的な防護柵・箱わなの設置を推進します。
- 農作物被害状況に応じて、駆除班による捕獲の実施を進めます。
- 駆除狩猟者の高齢化に対応するため、狩猟免許取得の啓発などを通じて後継者を育成します。

#### (2) 地域ぐるみによる対策の推進

- 農地保全やバッファゾーン（緩衝地帯）の設置により周辺の見通しをよくするとともに、鳥獣の餌となる家庭や農地でのごみ処理の徹底など地域ぐるみで取り組む活動を推進し、人間と鳥獣の棲み分けを図ります。
- 環境改善・防護・捕獲などの対策が地域の実情などに合わせて適切に実施されるよう支援します。